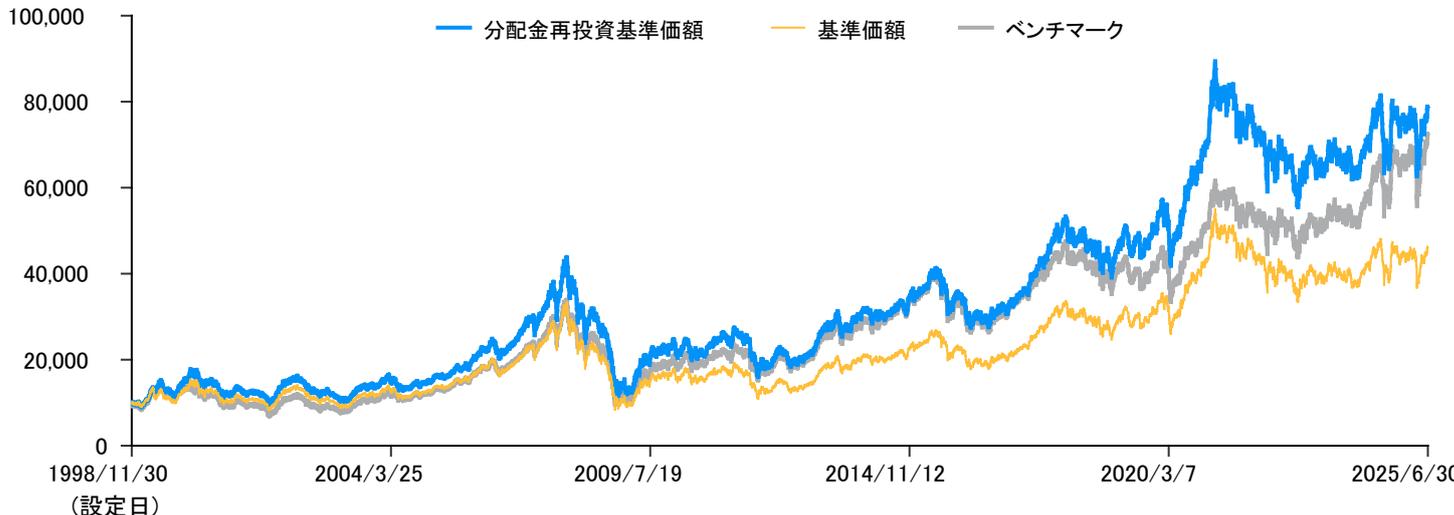


JPMアジア株・アクティブ・オープン

追加型投信 / 海外 / 株式

基準価額・純資産総額等の推移

(円)



騰落率

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	5年	設定来
■ ファンド	5.6%	4.8%	2.4%	-0.4%	12.6%	44.0%	686.5%
■ ベンチマーク	7.0%	7.6%	7.6%	11.2%	34.1%	72.9%	622.7%

- ・基準価額は信託報酬控除後です。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。
- ・当ファンドのベンチマークは設定日から2001年1月4日まではMSCI ACファースト・インデックス(除く日本、配当なし、円ベース)を使用し、2001年1月5日以降は、MSCI ACファースト・インデックス(除く日本、税引後配当込み、円ベース)を使用しています。
- ・ベンチマークの推移グラフおよび騰落率は、上記の期間につき、それぞれのインデックスの騰落率を反映したものとされています。
- ・ベンチマークは、設定日の前営業日を10,000として指数化しています。
- ・MSCI ACファースト・インデックス(除く日本、配当なし、円ベース)は、MSCI Inc.が発表したMSCI ACファースト・インデックス(除く日本、配当なし、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。MSCI ACファースト・インデックス(除く日本、税引後配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発表したMSCI ACファースト・インデックス(除く日本、税引後配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。
- ・騰落率については、基準価額に税引前分配金を再投資したものと計算しております。
- ・騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

ファンド情報

基準価額	46,095円
純資産総額	310.37億円

ポートフォリオ情報 (マザーファンド)

資産構成比率	100.00%
有価証券組入比率	96.12%
現金等	3.88%

過去5期の分配金実績

第49期	2023年5月	300円
第50期	2023年11月	300円
第51期	2024年5月	300円
第52期	2024年11月	300円
第53期	2025年5月	0円
設定来累計		10,800円

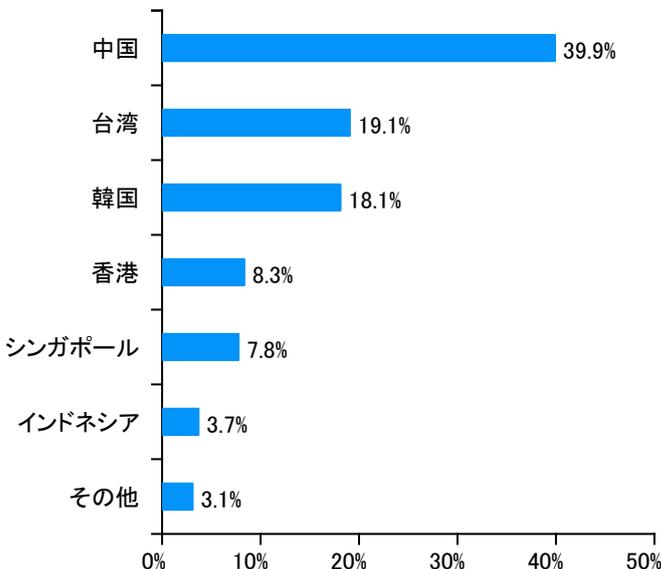
- ・分配金は、1万円当たり、税引前です。
- ・分配金は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

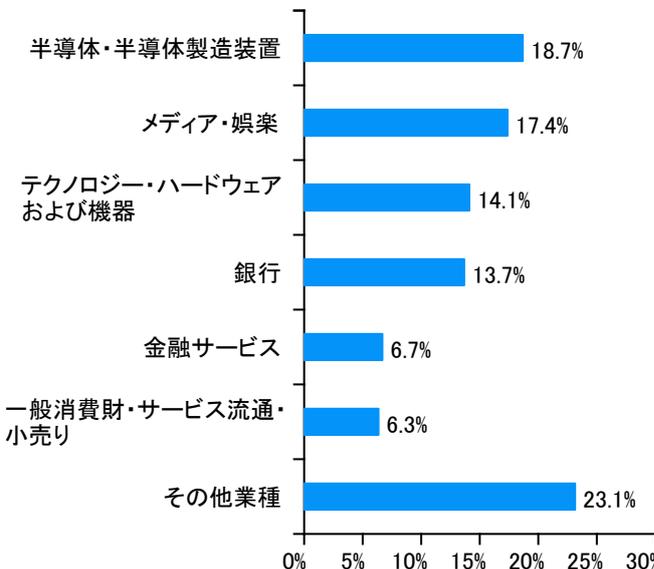
JPMアジア株・アクティブ・オープン

ポートフォリオの状況(マザーファンド)

国(地域)別構成比率



業種別構成比率



・比率は組入株式等を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

組入上位10銘柄(2025年5月末現在)

銘柄数 : 42

銘柄	国(地域)	業種	比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	台湾	半導体・半導体製造装置	9.6%
2 TENCENT HOLDINGS LIMITED	中国	メディア・娯楽	8.9%
3 ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	6.7%
4 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.2%
5 HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	香港	金融サービス	4.1%
6 NETEASE INC	中国	メディア・娯楽	3.8%
7 AIA GROUP LTD	香港	保険	3.2%
8 PT BANK CENTRAL ASIA TBK	インドネシア	銀行	3.1%
9 XIAOMI CORPORATION-CLASS B	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.0%
10 SK HYNIX INC	韓国	半導体・半導体製造装置	2.8%

・組入上位10銘柄および銘柄数については、開示基準日がその他の情報と異なります。

・国(地域)については原則としてMSCI分類、業種については原則としてGICS分類に基づき分類しています。

・比率は対純資産で計算しています。

・上記は個別銘柄の推奨を目的として示したのではなく、当該銘柄の株価の上昇およびファンドへの組入れを保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

JPMアジア株・アクティブ・オープン

運用状況等と今後の運用方針

市場概況

6月のMSCI ACファースト・インデックス(除く日本、配当なし、現地通貨ベース)は前月末比で上昇しました。当月の世界株式市場は上昇し、中東の紛争やNATO(北大西洋条約機構)の防衛費増加、米国の税制・歳出法案の進展など市場のボラティリティ(変動性)が高まる要因がいくつか散見されましたが、米国が関税政策に関して柔軟な姿勢を示したことなどが好感されました。アジア株式市場も上昇し、中東情勢の鎮静化や米中間の関税交渉の進展などが追い風となりました。特に台湾ではAI(人工知能)を中心とした情報技術セクターと、高配当志向のETFへの資金流入が追い風となった金融セクターが好調なパフォーマンスを牽引しました。

運用状況

当月の当ファンドの基準価額(税引前分配金再投資)騰落率は+5.6%となり、ベンチマーク(税引後配当込み、円ベース)の+7.0%を下回りました。

<対ベンチマーク要因分析>

△主なプラス要因(対ベンチマーク)

・韓国の銘柄選択: 新大統領の下でAI関連投資が進むとの観測からインターネット銘柄が急伸したほか、堅調な需要を背景にメモリ半導体銘柄がアウトパフォーム。米国を中心とした発電需要の拡大に伴う変圧器の逼迫状況が継続するとの見方から、重電会社が前月に引き続き上昇。
・台湾の銘柄選択: 関税懸念の後退や、AIサーバーの需要見通しの改善を受けて関連テクノロジー銘柄がアウトパフォーム。

▼主なマイナス要因(対ベンチマーク)

・中国の銘柄選択: 競争激化の懸念から旅行関連会社が下落した他、消費回復の遅れを受けて家電用品メーカー、飲料メーカー等がアンダーパフォーム。
・インドネシアのオーバーウェイト: 国内景気の停滞や通貨安を背景としたセンチメント(市場心理)の悪化を受けて同市場が下落。

市場見通しと今後の運用方針

トランプ政権による一連の関税政策を受けて、グローバルの経済成長は鈍化し、インフレ率は上昇する可能性があると考えています。このような環境はアジア株式市場の重石となる可能性があります。中国やインドのような巨大な国内市場を持つ国はより耐性を有すると考えるほか、米ドル安が進行した場合はアジア株式市場へのポジティブな材料になりうると見えています。

中国経済の見方は、2024年後半から徐々に改善していると考えており、特にテクノロジーの分野に関しては、2025年1月には中国の新興企業がAIモデルを低コストで開発したと発表したことは勿論、中国企業の充電とバッテリー技術において重要な技術進歩が見られるなど、中国企業によるイノベーション(技術革新)がポジティブな材料を提供しています。

また、他のアジア各国の見通しは引き続き中長期的に見て良好だと考えており、インドネシアは景気循環的な要因から足元経済はやや減速しているものの、これまでの政策が継続し、今後も投資主導の成長が期待されます。

また、テクノロジー企業の影響が大きい韓国や台湾などの北アジアは中長期的にはAIの更なる普及に伴う需要増加が支援材料になると見ているものの、景気後退の可能性がリスク要因となる中で、引き続きバリュエーション(価格評価)に着目した選別的な投資が肝要だと考えます。

経済の不確実性が増す中で、ボラティリティは当面は高い環境が予想されますが、米ドル安の進行がアジアの中央銀行による利下げの実施を促す可能性があることや、景気下支えのための各国政府による経済刺激策、及び中国経済に対する見通しの改善などが市場を下支えすると見えています。

当ファンドにおいては、引き続き成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資を行う方針です。

・上記運用状況および運用方針については、実質的な運用を行うマザーファンドに係る説明を含みます。
・上記運用状況の基準価額の変動については、前記の「騰落率」をご覧ください。

※上記は、作成時点のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの見解であり、予告なく変更されることがあります。本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

1 ファンドは、マザーファンド*1を通じて日本を除くアジア各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

*1 GIMアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)。
※ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

2 投資対象国の株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

- 投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。構成国は中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンです(2024年11月末現在)。
- 投資対象国を含むアジア地域の経済状況の分析を行い、銘柄選択に生かします。
- アジア地域における年間約7,500件*1(2023年実績)の企業取材*2を基に、銘柄選択を行います。
- J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。
中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記投資リスクをご参照ください。

*1 J. P. モルガン・アセット・マネジメントにおいて、アジア・太平洋地域の株式運用を行うチームにおける年間延べ取材件数です。

*2 企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

※ベンチマークの構成国・地域は変更される場合があります。また、投資対象国市場の構造変化等によってはベンチマークを見直す場合があります。なお、ベンチマークについてはファンドの特色4をご覧ください。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。
- 為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

4 ファンドのベンチマークは、MSCI AC ファーイースト・インデックス(除く日本、税引後配当込み、円ベース)とします。

- ファンドは、ベンチマークを長期的に上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

※ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に外国の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。下記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

為替変動リスク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済・保管の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあること、新たに導入された制度については不確定・不安定な要素があることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

ストックコネクートのリスク

ストックコネク特*1を通じた中国のA株への投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・取引執行、決済等に関するストックコネク特有の条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクを通じた取引に特有の費用が課される場合があります。
- ・ストックコネクを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金(売買不履行から保護することを目的として設立されているもの)の対象にならず、また、現地の証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性もあります。
- ・ストックコネクを通じて取得した株式にかかる権利は、現地の保管機関等を通じて行使することとなり、その権利行使はストックコネク特有の条件や制限に服することとなります。したがって、株主としての地位・権利は制限的なものとなる可能性があります。
- ・上海証券取引所や深セン証券取引所の営業日であってもストックコネクの運営日でない日があり、それによりストックコネクを通じて取得した株式を意図した日に売却できないことがあることから、予期しない株価変動リスクを負うことがあります。
- ・ストックコネクは比較的新しい制度であり、多数の外国の投資家が参加した場合に市場がどのような影響を受けるのか不明です。このため、今後、更なる規制が課される可能性があります。

*1 本資料において、「上海・香港相互株式取引制度」と「深セン・香港相互株式取引制度」をあわせて「ストックコネク」といいます。
「ストックコネク」とは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式(中国のA株)を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。
ファンドはストックコネクを通じて、中国のA株に投資する場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因（続き）

変動持分事業体（VIE）に関するリスク

ファンドは中国の株式に投資することがありますが、中国に本拠地を置く事業会社（以下「中国事業会社」といいます。）は、海外投資家から資本を調達するときに中国の変動持分事業体（VIE）の仕組み（VIEスキーム）*2を使う場合があります。中国事業会社は、中国政府または規制当局の介入によるVIEスキームの停止等の想定外の事象が起こった場合に円滑に資金調達が行えなくなる場合があります、投資資産の価値が変動する可能性があります。

*2 中国事業会社が複数の事業体を中国国内外に設立し、それらを通じて海外の投資家から資金調達するための仕組みです。

その他の留意点

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益（経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

JPMアジア株・アクティブ・オープン

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	解約の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 買取の場合は換金申込日の翌営業日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額とします。(当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。)換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
信託期間	無期限です。(設定日は1998年11月30日です。)
決算日	毎年5月15日および11月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年2回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2024年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.3%(税抜3.0%) を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチングによる申込みの場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 年率1.683%(税抜1.53%) がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	「有価証券の取引等にかかる費用*」「外貨建資産の保管費用*」「信託財産に関する租税*」「信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用*」「ファンド監査費用(純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)、上限年間330万円(税抜300万円))」 *運用状況等により変動し、適切な記載が困難なため、事前に種類ごとの金額、上限額またはその計算方法等の概要などを具体的に表示することができないことから、記載していません。

ファンドの費用の合計額は、ファンドの保有期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

ファンドの関係法人

委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(ファンドの運用の指図) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	みずほ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理)
販売会社	委託会社(am.jpmorgan.com/jp)までお問い合わせください。(ファンドの購入・換金の取扱い等、投資信託説明書(交付目論見書)の入手先)

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順に表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年7月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	その他
アイザワ証券株式会社	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○		
株式会社 あおぞら銀行	関東財務局長(登金)第8号	○			○	
株式会社 イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社 伊予銀行	四国財務局長(登金)第2号	○			○	
SMBC日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社 SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
株式会社 鹿児島銀行	九州財務局長(登金)第2号	○				
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	関東財務局長(金商)第62号	○	○			
九州FG証券株式会社	九州財務局長(金商)第18号	○				
四国アライアンス証券株式会社	四国財務局長(金商)第21号	○				
静銀ティーエム証券株式会社	東海財務局長(金商)第10号	○				
株式会社 七十七銀行	東北財務局長(登金)第5号	○			○	
七十七証券株式会社	東北財務局長(金商)第37号	○				
株式会社 荘内銀行	東北財務局長(登金)第6号	○				
株式会社 常陽銀行	関東財務局長(登金)第45号	○			○	
スルガ銀行株式会社	東海財務局長(登金)第8号	○				
立花証券株式会社	関東財務局長(金商)第110号	○			○	
株式会社 千葉銀行	関東財務局長(登金)第39号	○			○	
東海東京証券株式会社	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
株式会社 西日本シティ銀行	福岡財務支局長(登金)第6号	○			○	
浜銀TT証券株式会社	関東財務局長(金商)第1977号	○				
PWM日本証券株式会社	関東財務局長(金商)第50号	○	○			
株式会社 北海道銀行	北海道財務局長(登金)第1号	○			○	
松井証券株式会社	関東財務局長(金商)第164号	○			○	

JPMアジア株・アクティブ・オープン

取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順に表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年7月1日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	その他
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
株式会社 三井住友銀行	関東財務局長(登金)第54号	○	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第649号	○		○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	関東財務局長(金商)第61号	○			○	
株式会社 三菱UFJ銀行(インターネット専用)	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第33号	○		○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
株式会社 三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(インターネットトレードのみ)	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○	
株式会社 横浜銀行	関東財務局長(登金)第36号	○			○	
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	関東財務局長(金商)第199号	○			○	
株式会社 琉球銀行	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○				

本資料で使用している指数について

- MSCI AC ファーイースト・インデックスは、MSCI Inc.が発表しております。同インデックスに関する情報の確実性および完結性を MSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。

本資料に関する注意事項

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客さまが投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社および当社グループの判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。また、当社が当該投資信託の販売会社として直接説明するために作成したものではありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金および保険ではありません。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社(第一種金融商品取引業者を指します。)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をあらかじめまたは同時にお渡ししますので必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。最終的な投資判断は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。
